様式第23の16（第4条の11関係）（令元総省令39・追加、令元総省令43・旧様式第23の12繰下・一部改正、令3総省令21・一部改正）

第1表

営業所その他の事業所の所在地等に関する報告

年3月31日現在

事業者名
法人番号
届出番号（電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。以下同じ。）
電話番号
電子メールアドレス

整理番号	営業所その他の事業所の所在地	営業所その他の事業所の名称
参考事項		

注1　営業所その他の事務所のうち、利用者に対して対面により電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等を行うものを記載すること。

2　「営業所その他の事業所の所在地」の欄には、営業所その他の事務所の所在する都道府県名、市町村（特別区を含む。）名、地番、建物名等について記載すること。

3　記載する営業所その他の事業所の名称に応じ、適宜項を追加すること。

4　利用者利益の保護のために取り組んでいる事項がある場合には、「参考事項」の項にその旨を記載すること。なお、当該取組について、営業所その他の事業所ごとに区分して記載すること等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。

5　その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

再委託先の媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年3月31日現在

サービスの別表種類

事業者名
法人番号
届出番号
電話番号

電子メールアドレス

再委託に係る電気通信役務	再委託先の媒介等業務受託者の名称	再委託に係る電気通信事業者の名称	再委託先の媒介等業務受託者の法人番号	再委託先の媒介等業務受託者の連絡先	再委託先の媒介等業務受託者の届出番号
参考事項					

注１　「再委託に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第２項の規定により告示する同法第26条第１項各号の電気通信役務の区分に従い記載すること。二以上の再委託に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の再委託先の媒介等業務受託者又は再委託に係る電気通信事業者が異なる場合は、項を分けて記載すること。

２　再委託先の媒介等業務受託者は、この報告を提出する届出媒介等業務受託者と直接の委託契約を締結する媒介等業務受託者を記載することとし、再委託先の媒介等業務受託者が更に委託した場合の当該委託先である媒介等業務受託者については記載しないこと。

３　「再委託先の媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。

４　「再委託に係る電気通信事業者の名称」の欄には、再委託先の媒介等業務受託者に対する委託契約の対象となる電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称を記載すること。

５　「再委託先の媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。

６　「再委託先の媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する届出媒介等業務受託者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。

７　「再委託先の媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、電気通信事業法施行規則第39条第２項に規定する届出番号を記載すること。

８　記載する再委託に係る電気通信役務及び媒介等業務受託者の名称の数に応じ、適宜項を追加すること。

９　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。